

# 学校いじめ防止基本方針

今治市立菊間中学校  
令和6年4月1日改定

## 1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめに関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための積極的な対策を行う。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

## 2【学校が設置する組織】

### 菊間中学校いじめ防止対策委員会

#### < 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任

#### < 場合により参加する教職員 >

人権・同和教育主任、学級担任、養護教諭

### 重大事態対処のための組織

#### < 構成員 >

いじめ防止対策委員会構成員、PTA会長、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、人権擁護委員・主任民生児童委員

#### < 役割 >

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- いじめの未然防止のための環境づくり
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のPDCAサイクルの実行
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 重大事態への対処

#### < 外部専門家 >

#### < 関係機関等 >

今治市教育委員会  
発達支援センター  
今治警察署  
菊間駐在所  
福祉総合支援センター

## 3【未然防止のための取組】

- いじめの未然防止のために、いじめを見逃さない教職員の組織的な指導体制の確立
- SOSが出しやすい環境づくりを行う
- 分かる授業づくりによる、確かな学力の定着と向上
- 細やかな人間関係の把握（Q-U検査の活用等）や教育相談の充実
- いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援
- インターネットやSNS等を介して行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにするため、生徒・保護者・教職員を対象とした情報モラルに関するスマホ安全教室を定期的の実施
- 同和問題学習を中心とした人権・同和教育の推進

#### 4 【早期発見のための取組】

- 生徒についての教職員の共通理解と情報共有
- 休み時間、昼休みの巡視・巡回活動による積極的な声掛けの充実
- 全ての生徒に対する心のアンケートの実施（月1回）
- 全ての生徒に対するQ-U検査の実施（年2回）
- スクールカウンセラーとの定期的な教育相談の実施
- 保護者との連携と情報共有
- 地域及び関係機関との連携

#### 5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- いじめ防止対策委員会の開催・事実確認  
いじめに関する情報を聞いたり、相談を受けたりした場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実を確認する。いじめの事実があった場合、いじめを受けた生徒・保護者、いじめを行った生徒・保護者への説明・支援について話し合う。重大事態かどうかを速やかに判断し、必要な場合は重大事態対処のための組織を編成する。
- いじめを受けた生徒・保護者への支援  
いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、被害生徒を徹底して守り通す。再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援を継続的に行う。  
いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要であると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を実施する措置を講ずる。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援  
校長及び教員は、いじめを行った生徒に対し、当該生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。教育上必要が認められたときは、当該生徒に対して懲戒を加えるなど、適切に対処する。
- まわりの生徒への指導・支援  
いじめを抑止できるように指導する。それができない場合は、仲間や大人等の他の力を借りて抑止できるようにする方法等について指導する。
- 関係機関との連携  
学校と警察は、児童・生徒の健全な育成の視点から、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。  
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、直ちに今治警察署等に相談・通報を行い、連携して対応する。
- 重大事態への対処
  - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
  - ・ 教育委員会の指導・助言のもと、学校の下に調査組織を設置する。
  - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
  - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

## 6 【家庭や地域に協力を求めること】

### 家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にす心と態度の育成
- 子どものサインに気づける関係づくりと積極的なコミュニケーション
- 情報機器端末等の安全で正しい利用法の指導

### 地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめにつながる行為を見かけた時の注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動に対する指導

## 7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q-U検査			○						○			
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			○
スマホ安全教室			○									
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者への啓発	○			○					○			○
学校評価				○					○			○